

第4 【監視指導】

監視対象	監視方法※
理容所・美容所・クリーニング所	立入検査（3年に1回以上） ※長期間立入検査を実施していない施設については優先的に実施
興行場	立入検査（3年に1回以上） ※新規許可後、1年を経過した施設は立入検査を実施
特定建築物	立入検査（1～6年に1回以上、リスクに応じて実施）、報告書（毎年）
旅館業・公衆浴場・温泉・遊泳用プール	立入検査（1年に1回以上）
動物の飼養・収容施設	立入検査（1年に1回以上）
専用水道・小規模専用水道	立入検査（1年に1回以上）
簡易専用水道・小規模監視専用水道 (許可・届出施設の付帯設備があるもの)	立入検査（付帯している施設の監視と同時）
家庭用品	試買調査（夏季・冬季）

※過去の監視結果や報告書等により衛生管理の状況が良好であると確認された施設に対しては、定期的な立入検査の頻度を減じ、必要に応じて指導を行うものとする。他方、公衆衛生上の観点から重点的な監視指導が必要と判断される施設に対しては、当該施設の状況に応じた適切な頻度で立入検査を実施するものとする。

■ 立入検査

- ・ 環境衛生監視員が対象施設に立ち入り、施設の管理状況などを確認する。
- ・ 営業施設の衛生的な環境を確保するために、各種測定及び検体を採取して検査を行う。
- ・ 監視結果は原則文書として施設と環境衛生監視員が共有し、衛生水準の向上を図る。

■ 試買調査（家庭用品）

- ・ 家庭用品衛生監視員が市内販売店にて検体を購入し、委託検査機関にて検査する。
- ・ 基準に適合しない場合は、製造、販売業者等に回収や販売中止の指導を行う。

■ 報告書

- ・ 届出のある施設に対し、年1回報告書の提出を求める。
- ・ 提出された報告書を基に立入検査を実施し、施設の管理状況を再確認する。（各種測定を含む）

第5 【生活衛生に関する情報提供及び普及啓発】

生活衛生に関する情報（法令・通知に関する情報を含む）

- 船橋市ホームページにて公開（※下記コード）
- パンフレット等配布（立入検査時、船橋市保健所窓口）
- 関係施設あての直接配信（メール、郵送、FAX）
- 生活衛生同業組合へ通知文を送付

講習会

- 美容師向け衛生講習会（令和7年10月実施予定※理容師向けと隔年開催）
- レジオネラ症防止対策衛生講習会（令和8年2月実施予定）
- その他必要に応じて臨時の講習会を実施

第6 【感染症等健康被害発生時の対応】

- 1 原因究明
- 2 被害拡大及び再発の防止
- 3 健康被害状況についての公表

